



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

*12 知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則 (総務学事課)

規 則

和歌山県規則第12号

知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則を次のように定める。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、知事の所管に属する特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第42条第2項に規定する特例民法法人をいう。以下同じ。）の監督（整備法第95条の規定によりなお従前の例によることとされるものを除く。）に関する手続について、整備法及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令（平成19年政令第277号。以下「整備法施行令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（特例財団法人の吸収合併契約の承認に関する手続の承認の申請）

第2条 合併をする特例財団法人（整備法第42条第1項に規定する特例財団法人をいう。以下同じ。）（評議員設置特例財団法人（整備法第48条第3項第3号に規定する評議員設置特例財団法人をいう。）を除く。）は、整備法第67条第2項の規定により吸収合併契約の承認に関する手続の承認を受けようとするときは、吸収合併契約承認手続承認申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

（特例民法法人の合併の認可の申請）

第3条 合併をする特例民法法人は、整備法第69条第1項の規定により合併の認可を受けようとするときは、合併認可申請書（別記第2号様式）（整備法施行令第1条第1項の

規定により合併をする特例民法法人が共同して認可の申請をしようとするときは、合併認可申請書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 整備法第69条第3項第1号から第4号までに掲げる書類
(2) 整備法施行令第2条第1号及び第2号に掲げる書類
(3) 合併存続特例民法法人（整備法第69条第1項に規定する合併存続特例民法法人をいう。以下同じ。）における合併後の理事及び監事の名簿

2 前項第2号に規定する整備法施行令第2条第1号に掲げる書類の様式は、別記第4号様式とする。

（特例民法法人の合併の登記の届出）

第4条 合併存続特例民法法人は、整備法第72条第2項の規定により合併の登記の届出をしようとするときは、合併登記完了届出書（別記第5号様式）に当該合併存続特例民法法人の登記事項証明書を添付して、知事に提出しなければならない。

（特例財団法人の最初の評議員の選任に関する理事の定め認可の申請）

第5条 特例財団法人は、整備法第92条の規定により最初の評議員の選任に関する理事の定め認可を受けようとするときは、最初の評議員の選任に関する理事の定め認可申請書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の最初の評議員の選任に関する理事の定め認可申請書には、理事が定めたことを証する書面その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

年 月 日

和歌山県知事

様

特例財団法人の名称

代表者の氏名

印

吸収合併契約承認手続承認申請書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第67条第2項の規定により、吸収合併契約の承認に関する手続について承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 吸収合併契約の承認に関する手続
- 2 添付書類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記第 2 号様式 (第 3 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

特例民法法人の名称

代表者の氏名 印

合併認可申請書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第69条第1項の規定により合併の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 合併をする特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在場所
 - (1) 合併存続特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在場所
 - (2) 合併消滅特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在場所
- 2 合併存続特例民法法人が名称又は主たる事務所の所在場所を変更する場合にあっては、変更後のこれらの事項
- 3 合併の相手方となる特例民法法人の合併前旧主務官庁の名称

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 この様式は、合併をする特例民法法人が単独で申請する場合に使用すること。
- 3 主たる事務所の所在場所は、字又は町名及び番地まで記入すること。
- 4 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 吸収合併契約書
 - (2) 吸収合併契約の承認を受けたことを証する書面
 - (3) 合併をする特例民法法人の定款
 - (4) 合併存続特例民法法人の定款の案
 - (5) 別記第 4 号様式の書類
 - (6) 合併後の事業活動の内容を記載した書類
 - (7) 合併後の理事及び監事の名簿

別記第 3 号様式 (第 3 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

合併存続特例民法法人の名称

代表者の氏名 印

合併消滅特例民法法人の名称

代表者の氏名 印

合併認可申請書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第69条第1項の規定により合併の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 合併をする特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在場所
 - (1) 合併存続特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在場所
 - (2) 合併消滅特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在場所
- 2 合併存続特例民法法人が名称又は主たる事務所の所在場所を変更する場合にあっては、変更後のこれらの事項

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 この様式は、合併をする特例民法法人の合併前旧主務官庁が同一であって、これらの特例民法法人が共同して申請する場合に使用すること。
- 3 主たる事務所の所在場所は、字又は町名及び番地まで記入すること。
- 4 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 吸収合併契約書
 - (2) 吸収合併契約の承認を受けたことを証する書面
 - (3) 合併をする特例民法法人の定款
 - (4) 合併存続特例民法法人の定款の案
 - (5) 別記第4号様式の書類
 - (6) 合併後の事業活動の内容を記載した書類
 - (7) 合併後の理事及び監事の名簿

別記第 4 号様式 (第 3 条関係)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令第 5 条第 1 項各号に掲げる額及び同条第 2 項各号に掲げる額

合併存続特例民法法人の名称：

(単位：円)

	合併直後 (A)	合併直前 (B)	差額 ((A) - (B))
負債の部の額	①	②	
資産の部の額	③	④	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 ①から④までの各欄には、それぞれ、次に掲げる金額を記入すること。
 - ① 合併の直後における合併存続特例民法法人の貸借対照表を作成とするならば当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額
 - ② 合併の直前における合併存続特例民法法人の貸借対照表を作成とするならば当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額
 - ③ 合併の直後における合併存続特例民法法人の貸借対照表を作成とするならば当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額
 - ④ 合併の直前における合併存続特例民法法人の貸借対照表を作成とするならば当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額

別記第 5 号様式 (第 4 条関係)

年 月 日

和歌山県知事

様

合併存続特例民法法人の名称

代表者の氏名

印

合併登記完了届出書

合併の登記を行ったので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第72条第2項の規定により、登記事項証明書を添付して届け出ます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記第 6 号様式 (第 5 条関係)

年 月 日

和歌山県知事

様

特例財団法人の名称

代表者の氏名

印

最初の評議員の選任に関する理事の定め承認申請書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第92条の規定により、最初の評議員の選任に関する理事の定めについて認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 最初の評議員の選任に関する理事の定め
- 2 添付書類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。